

■ 主任技術者を専任で配置しなければいけない工事の金額などが引き上げられます

---

近年、工事費の上昇傾向がみられることから、建設工事を行う際に適用される次の金額要件について変更が行われました。

(令和4年11月18日付け建設業法施行令改正による)

工事施工の際に必要な建設業の許可、主任技術者の配置などに関する変更ですので、今後の施工に際して留意してください。

<変更される金額要件>

	現行	→	変更後
・ 特定建設業の許可が必要となる下請代金の下限額	4,000 万円	→	4,500 万円
(建築一式工事の場合)	6,000 万円	→	7,000 万円)
・ 主任技術者・ 監理技術者を専任で配置する必要がある工事の請負代金の下限額	3,500 万円	→	4,000 万円
(建築一式工事の場合)	7,000 万円	→	8,000 万円)
・ 特定専門工事の下請代金の上限額	3,500 万円	→	4,000 万円

※ 金額はいずれも税込

<変更日>

令和5年1月1日(日)

(同日時点で契約・ 施工中の工事についても変更後の要件が適用されます。)

なお、変更前に作成した書類(特定建設業工事における施工体制台帳など)は引き続き保存する必要があります。)

【お問い合わせ先】

長野県 建設部 建設政策課 建設業担当

TEL : 026-235-7293 (直通)

FAX : 026-235-7420

E-Mail : [kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp](mailto:kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp)